

令和8年度 生活指導の方針・体制及び体罰防止のための取組

1 生活指導の方針、体制

(1) 生徒の心に寄り添う、共感的な指導

- ① 問題行動等が起きた際には、生徒自ら問題に対して正対し善悪の判断ができる力を育てることを目的に、傾聴の姿勢を大切に該当生徒から事実関係を丁寧に聞き取る。
- ② 『是は是、否は否』を基本とし、毅然とした態度で、教師として、または人生の先輩として生徒がより良く生きていけるような指導を心がける。
- ③ 興奮し落ち着かない生徒に対しても辛抱強く接し、落ち着かせたうえで生徒自身にその行動を振り返らせ、考えるようにさせる。その後、教職員の一方的な指導ではなく、問題行動が発生した原因を踏まえ生徒一人一人の心のケアに努めながら、保護者とも連携し、生徒自身に問題行動の防止について考えさせる指導を行っていく。

(2) 言語環境の整備

生徒間はもちろんのこと、教員間での言語環境を整え、指導の際にも正しい言葉を遣うように心がける。上記のように毅然とした態度で指導を進めるが、威圧的な態度での指導は厳に慎む。

(3) 複数体制での指導の徹底

生活指導の際には教職員の感情的な指導を防止するため、複数体制で指導にあたり体罰や不適切な指導の防止に努める。また、万が一暴力的な指導が行われた際には速やかに管理職へ報告する。

(4) 全校体制での指導の充実

小さなことでも全教員で情報の共有を素早く行い、問題に対して全校体制で取り組めるように組織的な指導を心がける。必要に応じて、各学年や部活動内での問題も生活指導部を中心に学年の枠を越えて指導に当たる。特にいじめ問題や、指導が困難な生徒については、教育相談部会や運営会議などで指導の方針や指導後のケアも含めて協議し、担任や学年の教員が抱え込んでしまうことのないような環境を作る。

(5) 積極的生活指導の充実

問題発生後の対応だけでなく、定期的に集会等で、今後心配される生活指導上の課題について生徒に情報提供や注意喚起を行い、問題行動を未然に防ぐ。

また、道徳や特別活動等を中心に全教育活動を通じて心の教育を充実させ、自尊感情や規範意識を高めることで生徒の健全育成を推進する。

2 体罰防止に向けた取組

(1) 体罰防止スローガンの設定

体罰防止月間を受けて、職員室等に体罰防止ポスターを掲示するとともに、体罰を『しない・させない・許さない』の共通理解のもとで指導にあたる。

(2) 校長による体罰根絶へ向けた面談の実施

各学期に一度は教職員一人一人と校長が面談を実施し、自己および他の教員の暴力的な指導についての聞き取りを行い、予防に努める。

(3) 体罰に関するアンケート調査の実施

暴力的な指導に関する生徒アンケートを実施し、情報が寄せられた場合は管理職が生徒から聞き取りを行い、教職員への指導や教育委員会への報告等を行う。

(4) 体罰防止セルフチェックの実施

全教職員が毎月、チェックリストで日常の指導を振り返り自己点検を行う。